

## 機能強化型訪問看護ステーションの要件見直し

骨子【I-4(7)】

### 第1 基本的な考え方

在宅医療を推進するために、機能の高い訪問看護ステーションを実情に即して評価する。また、超重症児等の小児を受け入れる訪問看護ステーションを増加させるために、超重症児等の小児の訪問看護に積極的に取り組む訪問看護ステーションを評価する。

### 第2 具体的な内容

機能強化型訪問看護管理療養費の算定要件の年間看取り件数に、在宅がん医療総合診療料を算定していた利用者を含める。また、機能強化型訪問看護管理療養費の実績要件において、看取り件数だけでなく、超重症児等の小児を受け入れている実績を評価する。

現 行	改定案
<p>【訪問看護管理療養費】</p> <p>[施設基準]</p> <p>機能強化型訪問看護管理療養費 1</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 常勤看護職員 7人以上</p> <p>ロ 24時間対応体制加算を届け出ていること</p> <p>ハ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 20回以上</p>	<p>【訪問看護管理療養費】</p> <p>[施設基準]</p> <p>機能強化型訪問看護管理療養費 1</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 常勤看護職員 7人以上</p> <p>ロ 24時間対応体制加算を届け出ていること</p> <p>ハ <u>次のいずれかを満たすこと。</u></p> <p>① <u>訪問看護ターミナルケア療養費の算定件数、ターミナルケア加算の算定件数又は在宅で死亡した利用者のうち当該</u></p>

<p>二 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に10人以上</p> <p>ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。</p> <p>へ 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護を行うこと</p> <p>ト 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい。</p>	<p><u>訪問看護ステーションと共同で訪問看護を行った保険医療機関において在宅がん医療総合診療料を算定していた利用者数（以下「ターミナルケア件数」という。）を合計した数が年に20以上</u></p> <p>② <u>ターミナルケア件数を合計した数が年に15以上、かつ、超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時4人以上</u></p> <p>③ <u>超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時6人以上</u></p> <p>二 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に10人以上</p> <p>ホ 居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置すること。<u>なお、ハにおいて②又は③に該当する場合は、障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者と連携することが望ましい。</u></p> <p>へ 休日、祝日等も含め計画的な指定訪問看護を行うこと</p> <p>ト 地域住民等に対する情報提供や相談人材育成のための研修を実施していることが望ましい。</p> <p>機能強化型訪問看護管理療養費2</p>
--	--

機能強化型訪問看護管理療養費 2

次のいずれにも該当するものであること。

- イ 常勤看護職員 5人以上
- ロ 24時間対応体制加算を届け出ていること
- ハ 訪問看護ターミナルケア療養費又はターミナルケア加算の算定数が年に合計 15回以上

ニ 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に 7人以上いること。

ホ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 のホからトを満たすものであること。

次のいずれにも該当するものであること。

- イ 常勤看護職員 5人以上
- ロ 24時間対応体制加算を届け出ていること

ハ 次のいずれかを満たすこと

① ターミナルケア件数を合計した数が年に 15以上

② ターミナルケア件数を合計した数が年に 10以上、かつ、超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時 3人以上

③ 超・準超重症児の利用者数を合計した数が常時 5人以上

ニ 特掲診療料の施設基準等の別表第七に該当する利用者が月に 7人以上いること。

ホ 機能強化型訪問看護管理療養費 1 のホからトを満たすものであること。